

事例
1養護者である娘への対応に苦慮した事例
(2012年事例集掲載)

虐待の種類

○身体的虐待 ○心理的虐待

関係機関

○担当ケアマネジャー ○市町村職員 ○デイケア職員
○訪問リハビリ職員 ○デイサービス職員 ○保健師

1 ケースの概要

本人の状況

- ・男性 80歳代
- ・要介護度 要介護2
- ・脳梗塞（右麻痺）

養護者(虐待者)

- ・娘 40代

家族の状況

- ・妻は他界
- ・子どもは娘一人
- ・娘は無職、無収入。こだわりが非常に強い性格

サービス利用状況

- ・デイサービス 週2回利用
- ・デイケア 週2回利用
- ・訪問リハビリ 週1回利用

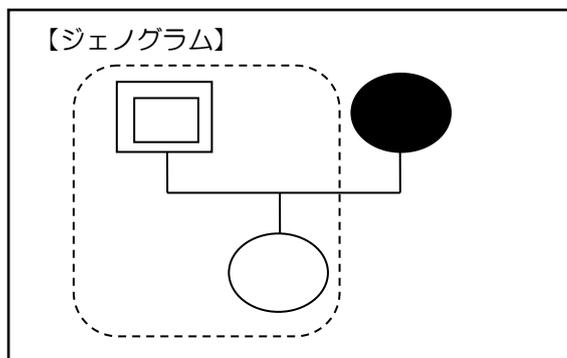
経済状況

- ・厚生年金月20万円

住居の状況

- ・持ち家

【ジェノグラム】



2 虐待の状況と市町村の対応

①発見までの経過と虐待の状況

デイサービス職員が「本人の身体に痣がある」と市町村に通報し虐待が発覚。市町村は通報後即座に本人のいるデイサービスに出向き、本人に聞き取りを行ったところ、「日常的に娘に叩かれている。床に頭を押さえつけられる、また、頻繁に怒鳴られる。」と訴えた。本人の承諾を得て体をもせても

らうと、上腕の広範囲に痣が認められた。デイサービス職員によると、ここ1ヶ月で痣や傷が3回ほど見られたという。

②本人と家族の意向

数回の交渉の後、娘と話し合いの機会を設ける事ができた。娘は、悪意で暴力を振るった事は認めなかったが、介護の一環としてしつけのつもりで強く腕を握ったり、叩いたりしたことはあると認めた。

本人は、「今後もできれば娘と自宅で暮らし続けたいが、1週間ぐらひは娘と離れたい。」という。本人、娘と市町村の三者で話し合い、本人の契約によりショートステイを利用することになった。しかし、娘は、「宿泊するなら4泊5日以外認めない。」と宿泊日数に強いこだわりを見せ、本人の希望である1週間のショートステイ利用は頑として認めなかった。4泊5日にこだわる理由を尋ねるも、特段の理由は無かった。

③市町村の対応・判断

- 虐待の有無 養護者による身体的虐待、心理的虐待
- 緊急性の判断 上腕に痣を確認する事は出来たが、それ以外に確認する事は出来ず、また、話し合いの結果、本人希望によるショートステイの利用が決まった。これらの事を勘案すると、緊急性が非常に高いとは言えない。本人契約により、特別養護老人ホームのショートステイを利用した。

④施設入所後の支援

本人は、早くも2日目には「そろそろ帰りたい。ここは長くいるところではない。娘には自分が強く出るから大丈夫。」と訴え始め、娘も4泊5日で何が何でも家に連れ戻すという主張を繰り返す。

市町村からは、ショートステイの利用期間の延長を本人及び娘双方に提案したが、双方とも断固拒否。虐待の再発の恐れもあったが、市町村は娘と話し合いをし、今度虐待が起きれば、高齢者虐待防止法に則り施設へ措置入所しなければならない可能性がある事を伝え、また、娘の介護の負担について理解を示し必要であれば介護サービスの適切な調整を行える旨伝えた。

娘は「父を叩かない。イライラした時は父と離れる。」ことを紙に書いて約束し、今回は予定どおり4泊5日でショートステイを終了し自宅に戻った。

もともと毎日のようにサービス提供がされていたので、その際に身体のチェック、本人の状況確認等を行い、随時、ケアマネや市町村職員が自宅を訪問することで見守り体制を強化することとした。

その後、本人の表情は明るくなり、娘が辛い時は本人がショートステイを利用するようになり、それ以降虐待の様子は見られない。娘に対しては、保健師の訪問を調整している。

3 解説

①通報受付後の初回訪問について

通報受付後の初回訪問を早期に行うことは被虐待者の安全を確保するために重要です。市町村が本人の通所先に向いて話を聞いているところも大切なポイントと言えます。

本人が安心して話すことができるように、面接時における場所の設定や本人と信頼関係を築けている職員に同席してもらう等の配慮が重要な場合があります。

②養護者との信頼関係の構築について

高齢者虐待の問題を根本的に解決するためには、虐待を行ってしまった養護者を単に悪者扱いするのではなく、養護者支援の視点を持ち、養護者との信頼関係を確立したり、養護者の支援方策について考慮したりする必要があります。

当ケースの場合、養護者は非常にこだわりの強い性格をみせています。また、本人の、「暴力を受けても娘のもとに帰りたい。」という心理を考慮すると、それは娘に何らかの障がいがあり、自分が娘を守らなければいけないと言う感情の発露である可能性もあります。障がい疑われる場合には、保健師などとも連携し、適切な医療や福祉へつなげていく事も重要です。

③養護者とのコミュニケーションについて

養護者はこだわり強く、面接を設定したくてもなかなか受け入れてもらえず、苦慮していました。しかし、娘が理解しやすい方法（具体的には、約束事を文書で残す）で関わることで、娘との信頼関係を築いていけるようになりました。

このように、障がいや特別な配慮を必要とする高齢者や養護者に対しては、その人に合わせたコミュニケーションを行う工夫が求められます。

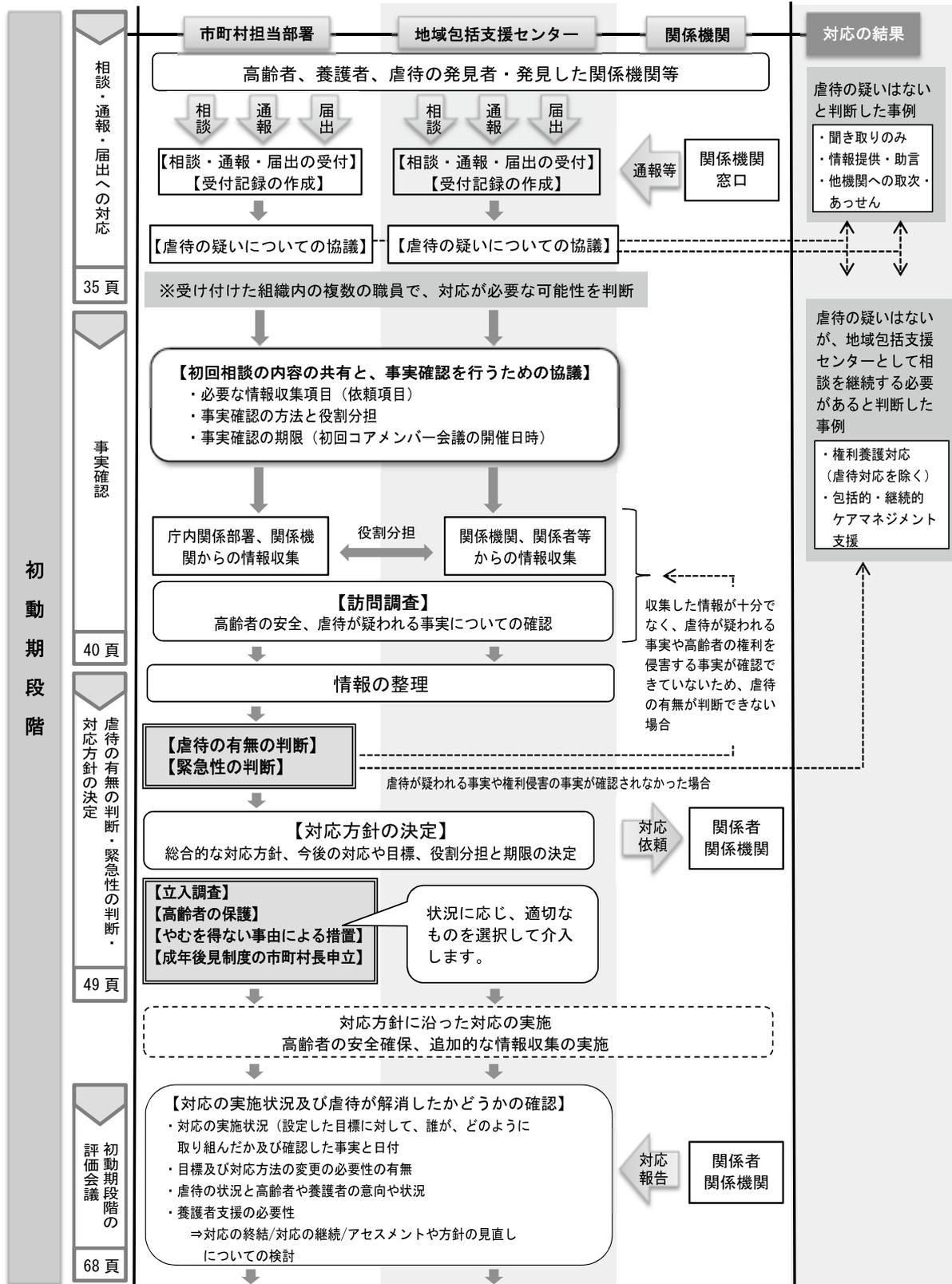
～本事例に対する北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員コメント～

本ケースは初動期段階の取り組みが迅速であり、関わりにも配慮しながら高齢者・養護者それぞれと面談したことで一定程度の情報量をもってコアメンバー会議が開催されています。また、対応段階では虐待発生要因を分析し、その解消に向けて対応していくこととなりますが、特にこれまでの親子関係や養護者自身に疾病や病気がある可能性が高い他、相談者がいないこと等その要因として考えられました。

加えて、拒否やこだわりがあった中、市町村が全体像を把握しながら関係者と根気強く対応した結果、虐待が解消され、高齢者の明るい表情を取り戻すことができたことは終結のポイントだと云えます。

ただ、実際の支援場面ではしっかりと対応方針を定め、高度な知識や面談技術等をもって展開されたであろうことを強調しておきたいですし、私たち支援者がそのスキルを身につけることが高齢者の尊厳ある暮らしに直結していくものとして理解できると思います。

●養護者による高齢者虐待対応の対応手順（全体フロー図 1/2）



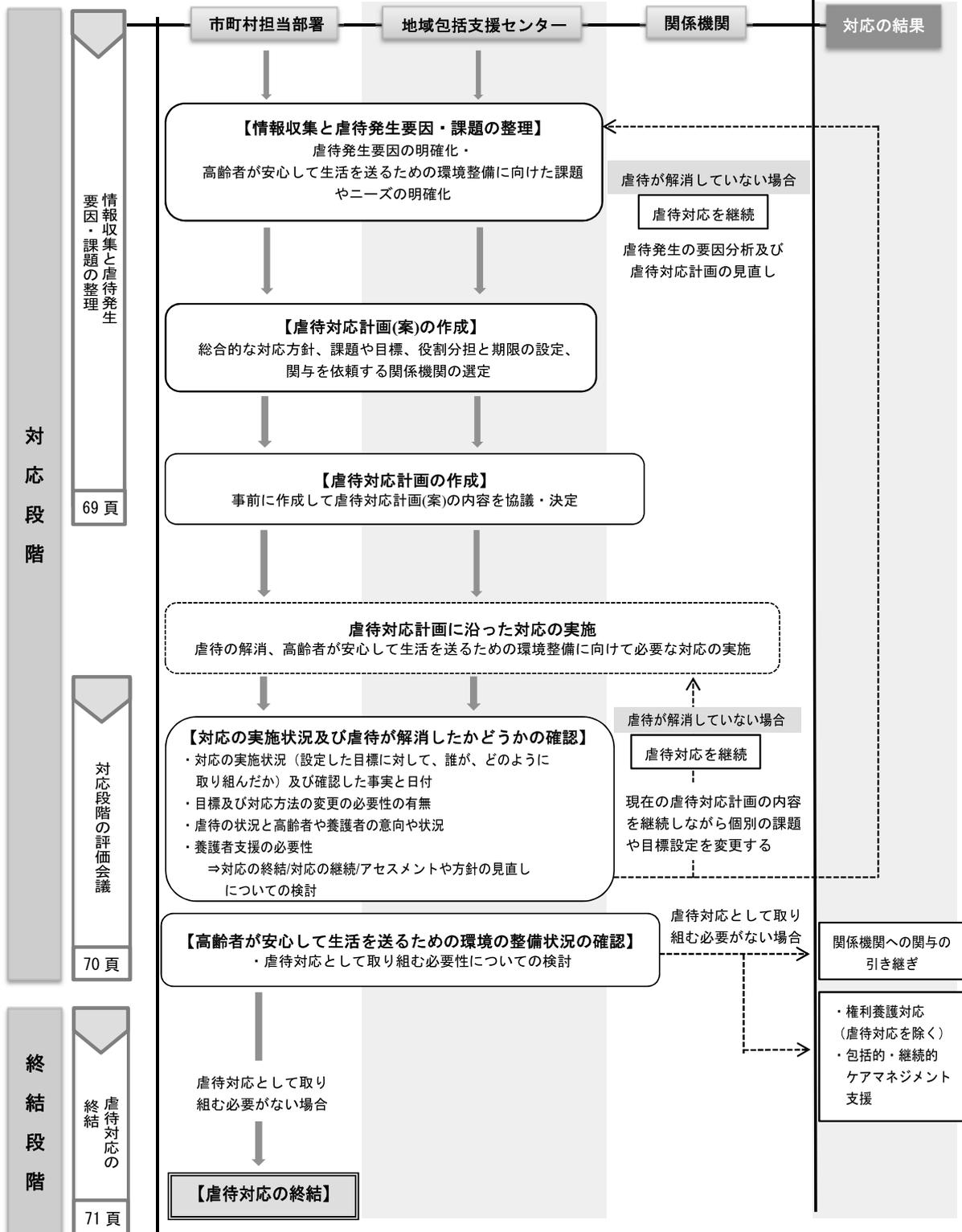
出典：養護者による虐待への対応（市町村における業務） P33

【事例1 - 参考資料2】

事例 1

養護者である娘への対応に苦慮した事例（2012年事例集掲載）

●養護者による高齢者虐待対応の対応手順（全体フロー図 2/2）



出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規, 2011, 207p., 38-39. を元に作成

One Point

～事実確認を行う場合の注意点～

高齢者や養護者のプライバシーを侵すことがないように十分に配慮することが大切です。高齢者の身体状況を確認する場合、心理的負担を取り除き、衣服を脱いでる場合は同性職員が対応するなどの配慮が求められます。

傷の場所や大きさは図で示したり、高齢者や養護者の了解のもとに写真に残します。

～発達障がい者への接し方～

【広汎性発達障害の特徴】

- ① 社会性（対人関係の困難）
 - ・ 周りの人に関心を示さない、逆に人との関わりを積極的に求めるが一方的になってしまうなど、相互的な対人関係を築くことが難しい。
 - ・ 場の空気が読めないなど、周囲の状況を理解し、その場にあった言動をとることが難しい。
 - ・ 悪気がなく相手の気分を害することを言ってトラブルになったり、孤立してしまったりするなど、相手の気持ちや、立場を理解することが難しい。
- ② コミュニケーションの困難
 - ・ 語彙が多く、よく話す人もいるが、言葉の意味を正しく理解していない。
 - ・ ことばを字義どおりに解釈して冗談・比喩等が通じない、あいまい・抽象的な表現が理解できないなど、言葉での意思のやりとりが難しい。
 - ・ 表情や身振りで、相手の意思や感情を理解したり、自分の意思を伝えたりすることが難しい。（ノンバーバルコミュニケーションが苦手。）
- ③ 想像の困難、こだわり等
 - ・ 先を見通すことができず不安なため、いつもどおりや、自分なりに決めた方法順序等にこだわる。
 - ・ 初めての場所が苦手であったり、突然の予定変更にパニックを起こしたりする。
 - ・ 興味のあることにこだわり、異常なほど熱中する。
 - ・ ある行動を終わりにして、次の行動へ切り替えることがなかなかできない。
 - ・ 過去のいじめ等、嫌な体験を現在のこのことのように思い出して、気持ちが不安定になる。

【接し方のポイント】

- ① 目から入る情報で伝える
 - ・ 耳から入る情報の理解は苦手なことが多いので、文字、絵、写真等を使って目から入る情報により理解を助けます。
- ② 指示は、一つ一つ段階的に
 - ・ 一度に複数のことを指示されると混乱してしまうので、一つ一つ段階的に伝えるようにします。
- ③ 伝え方は、短く簡潔で、具体的に
 - ・ あいまいな言い方や、比喩は避けて、短く簡潔な言い方で、具体的に伝えるようにします。

（参考「発達障害の理解と支援のための基本ガイド」群馬県発達障害者支援センター、平成21年3月）